

## ＜ 型 式 試 験 等 手 数 料 ＞

### ○ 型式試験手数料

型式試験手数料は、都道府県警察関係手数料条例により定められています。

型式試験を受けようとする遊技機の区分	型 式 試 験 手 数 料
1 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 524, 200円
イ その他のもの	290, 200円
(2) 特定装置が設けられているもの（(1)に掲げるものを除く。）	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 135, 200円
イ その他のもの	290, 200円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	168, 200円
2 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 810, 200円
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	393, 200円
3 アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 187, 200円
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	343, 200円
4 じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 186, 200円
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	342, 200円

(注) 手数料は内税です。

## ○ 謄本交付手数料

謄本交付手数料は、(一財)保安通信協会の試験事務規程により定められています。  
(平成24年4月2日改定)

- \* ぱちんこ遊技機の場合 (アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機を含む)  
謄本の枚数が160枚 (用紙の大きさは、日本工業規格A4換算) 以下のもの  
3,880円  
謄本の枚数が160枚を超えるもの 160枚を超える1枚ごとに10円  
を上記金額に加算した額。
  
- \* 回胴式遊技機  
謄本の枚数が150枚 (用紙の大きさは、日本工業規格A4換算) 以下のもの  
3,940円  
謄本の枚数が150枚を超えるもの 150枚を超える1枚ごとに10円  
を上記金額に加算した額
  
- \* その他  
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第7条第2項第6号に規定する書類を除く謄本  
  
ぱちんこ等遊技機に係るもの 600円  
回胴式遊技機に係るもの 500円

(注1) カラーコピーを使用するもの (遊技機の写真を含みます) にあつては、その使用1枚ごとに25円を加算した額とします。

(注2) 手数料は内税です。

(注3) この謄本交付手数料は、平成24年4月2日以降に謄本交付申請を受理したもののから適用します。

## <型式試験等手数料振込先>

平成24年4月2日

- 平成24年4月20日までの間は、これまでの口座及び口座名義のまま変更ありません。

三菱東京UFJ銀行(0005) 本店(001) (普) 7644074

みずほ銀行(0001) 虎ノ門支店(046) (普) 1496474

口座名義 : 財団法人 保安電子通信技術協会  
会 長 吉 野 準

なお、平成24年4月21日以降は、新しい口座名義での振込をお願いします。

新しい口座名義 : 一般財団法人 保安通信協会  
理 事 長 吉 野 準